

「窓口受付時間の変更（案）」について

総合政策部 政策秘書課

1 概要

働き方改革の一環として、恒常的な時間外勤務の短縮を図り、より良い職員の労働環境を整備するとともに、人材育成及び離職防止に努めるため、令和8年10月1日から窓口受付時間の変更を行います。なお、窓口受付時間を短縮した時間については、窓口準備や片付け、内部事務作業、打合せや会議など市民サービス向上のための検討時間とします。

2 実施内容

(1) 窓口受付時間の変更

【現行】午前8時30分から午後5時15分まで

【変更後】午前9時から午後4時30分まで

(2) 開始時期

令和8年10月1日（木）

(3) 対象施設

- ① 本庁舎（全フロア）
- ② 出張所（全4施設）
- ③ 高岡浄水場（水道課）
- ④ 浄化センター（下水道課）
- ⑤ 保健相談センター
- ⑥ 文化財室

（子育て総合支援センター、教育センター、学校給食センター、公民館等の公の施設及び上記対象施設以外の窓口受付時間の変更はありません。）

※ 緊急を要するときなど、状況により対応することが適切と判断される場合は、午後4時30分以降の窓口来庁者であっても対応を可能とします。

※ 火曜日の窓口受付時間の延長は引き続き実施します。

※ 電話受付対応時間の変更はありません。

3 目的

(1) 働き方改革

窓口業務の準備や片付け等により発生している恒常的な時間外勤務の縮減を図るとともに、時間外勤務を前提とした状況を改善し、より良い職員の労働環境を整備します。また、職員の離職防止につなげるとともに、人材の育成及び確保に努めます。

(2) 市民サービス向上のための検討時間の確保

窓口業務に追われ、業務時間中に部署内の打合せや申し送り、懸念・課題事項の伝達などの時間をなかなか生み出すことができない状況を改善します。また、

所属内で計画的に会議時間を確保し、業務のミスの防止、新規事業などの政策立案に取り組み、これまで以上に適正かつ円滑な窓口業務に取り組みます。

窓口受付時間の変更後の窓口を行わない75分間に取り組む内容（例）

- ・準備、片付け
- ・内部事務作業
- ・会議、打合せ
- ・研修（OJT）
- ・職員間の面談
- ・業務改善のための調査・研究

4 埼玉県内自治体の実施状況（予定含む。）

自治体名	窓口受付時間	短縮開始時期
志木市	午前8時45分～午後4時30分	令和7年4月1日
久喜市	午前8時45分～午後4時30分	令和7年7月7日
北本市	午前8時45分～午後4時30分	令和7年10月1日
川口市	午前9時～午後4時30分	令和7年10月1日
三郷市	午前8時45分～午後4時30分	令和8年2月2日
狭山市	午前9時～午後4時30分	令和8年2月2日
飯能市	午前9時～午後4時30分	令和8年4月1日
入間市	午前9時～午後4時30分	令和8年7月1日

5 今後の予定

- 令和8年4月 区長会議にて窓口受付時間の変更説明
- 5月 広報ひだか、市ホームページ及び各SNSにより周知（5月～10月実施）
- 10月 窓口受付時間の変更開始